

稲城サイクルカフェ周辺スペースでのイベント等の開催に係るガイドライン

・目的

稲城中央公園内の稲城サイクルカフェ周辺スペースを活用し、以下5つの観点に基づいたイベント等を開催することで、にぎわいの創出を図り、地域の魅力づくりや活性化につなげることを目的とする。

なお、単純な営業行為としての利用については、公園利用者の利便性の向上に寄与するものを除き原則不可とする。

- ① 「自転車のまち稲城」としての魅力発信に繋がること
- ② 自転車等の交通安全啓発
- ③ 自転車の利用促進
- ④ SDGsに基づいた視点
- ⑤ その他稲城市や近隣多摩地域におけるシティプロモーション など

・稲城サイクルカフェ周辺スペース（※目安としては以下の赤線の枠内）

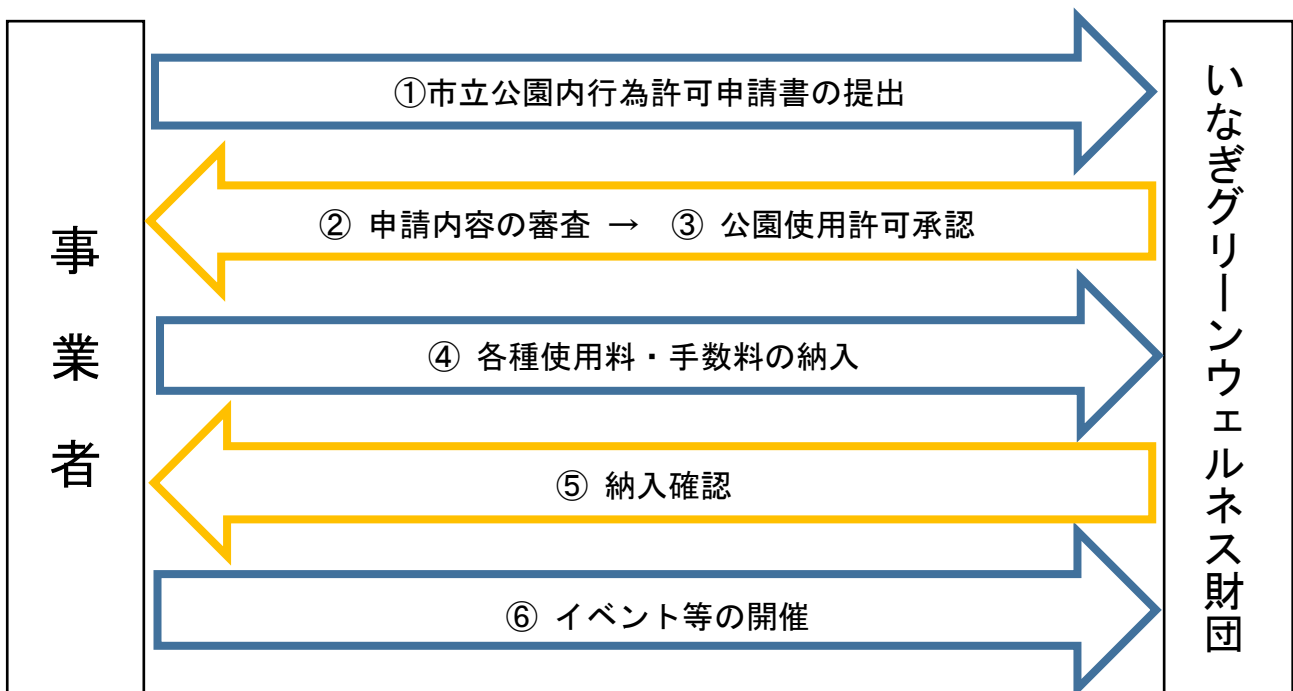


・イベント等実施までの流れ

稲城中央公園内の稲城サイクルカフェ周辺スペースにおいて、イベント等の開催を希望する事業者は、以下の手順で手続を行うこととする。なお、市立公園内行為許可申請書は内容の審査に時間を要

するため、使用希望日の14日前までに直接、公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団の窓口へ提出すること。

事業者	いなぎグリーンウェルネス財団他
① 市立公園内行為許可申請書(※1)の提出	② 申請内容の審査(※2)
④ 各種使用料・手数料の納入	③ 公園使用許可承認
⑥ イベント等の開催	⑤ 納入確認



(※1) 事業者は申請書を1部提出し、担当者名、連絡先も記入する。また、申請書と併せて以下の①と②の添付が必要になる。詳細は、公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団HP (<http://greenwellness.or.jp/park.html>)を確認すること。

- ① 公園使用目的を具体的に記載したもの(企画書など)
- ② 使用場所を明示した図面・地図 など

(※2) 申請内容の審査にあたっては、公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団のほか、必要に応じて、稲城市都市環境整備部緑と環境課、稲城市産業文化スポーツ部観光課、稲城サイクルカフェ(ZEBRA Coffee & Croissant 稲城中央公園店)等の関係各所と情報共有・協議を行う場合がある。

・開催不許可事項

稲城市、公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団及び稲城サイクルカフェ(ZEBRA Coffee & Croissant 稲城中央公園店)は、次に掲げる事項のうち1つでも該当する事業者のイベント等の開催は認めない。

- (1) 申請日時点において、法に基づく営業停止処分を受けている者

- (2) 懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
- (3) 禁錮以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留又は起訴された者で、判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者である者
- (5) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者
- (6) 公共の福祉に反し、社会通念上許容されないイベントの開催を企てる者

・問い合わせ窓口

- 市立公園内行為許可申請について
 - ・ 公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団
TEL：042-331-7156（平日午前9時～午後5時）
MAIL：zaidan11inagi@yahoo.co.jp
 - ・ 稲城市都市環境整備部緑と環境課
TEL：042-378-2111 内線352（平日午前8時30分～午後5時15分）
MAIL：midori-kankyous@city.inagi.lg.jp

- 稲城サイクルカフェ、開催不許可事項等のご相談について
 - ・ 稲城市産業文化スポーツ部観光課
TEL：042-378-2111 内線676（平日午前8時30分～午後5時15分）
MAIL：kankou@city.inagi.lg.jp

以 上